

## ○長野県警察の表彰に関する訓令

平成9年3月21日  
県警察本部訓令第7号

長野県警察の表彰に関する訓令を次のように定める。

長野県警察の表彰に関する訓令

長野県警察の表彰に関する訓令（昭和34年長野県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）の規定に基づき、長野県警察の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（運用方針）

第2条 表彰は、真に功労のある警察職員等を賞揚し、その労苦に報いるため、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。

（表彰の種類）

第3条 長野県警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰の種類は、警察功績章、賞詞、賞状、賞誉及び感謝状とする。

（警察功績章）

第4条 警察功績章は、特に顕著な功労があると認められる警察職員が退職する場合に授与する。

（賞詞）

第5条 賞詞は、警察職員として多大な功労があると認められる次の各号のいずれかに該当する者に対して授与する。

- （1） 犯罪検挙その他警察職務遂行上、多大な功労が認められる者
- （2） 勤務成績又は研修成績が優秀な者
- （3） 術科等において成績が優秀な者
- （4） 警察職員として永年勤続し、職務に精励した者
- （5） 永年にわたり警察に在職し、勤務成績が良好な警察職員が退職するとき
- （6） 前各号に相当する功労があると認められる者

（賞状）

第6条 賞状は、犯罪検挙その他警察職務遂行上顕著な業績があると認められる警察本部の部、所属若しくは所属に付置される室等、警察署の課、交番若しくは駐在所、捜査本部又はこれらに準ずるもの（以下「部署等」という。）に対して授与する。

（賞誉）

第7条 賞誉は、賞詞又は賞状の規定に準じて、その功労があると認められる警察職員又は業績が優秀であると認められる部署等に対して授与する。

（感謝状）

第8条 感謝状は、警察業務の遂行に寄与し、又は警察職員に協力し、その功労があると認められる長野県警察部外の者又は団体（以下「部外の者」という。）に対して授与する。

（部長表彰）

第9条 警察本部の部長（以下「部長」という。）は、所管する業務について功労があり又は業績が優良で、本部長の表彰程度に至らないと認められる警察職員又は部署等を賞することができる。

2 部長は、功労があると認められる部外の者に対して感謝状を授与することができる。

（所属長表彰）

第10条 所属長は、この訓令による本部長及び部長の表彰に至らない功労のあった警察職員、係、交番等を賞することができる。

2 所属長は、功労があると認められる部外の者に対して感謝状を授与することができる。

(副賞)

第11条 表彰及び賞には、賞金その他の副賞を付与することができる。

(即賞)

第12条 本部長、部長又は所属長は、賞揚に値すると認められる警察職員を認めたときは、即賞を授与することができる。

(死亡又は退職者の表彰)

第13条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰することができる。

(表彰の制限)

第14条 表彰を受ける者に非行その他表彰することが不相当と認められる理由があるときは、表彰を行わないことができる。

(本部長表彰の上申)

第15条 本部長の行う表彰に該当する事案があると認めたときは、次の各号の区分により表彰上申書(様式第1号)によって速やかに本部長に上申するものとする。

- (1) 部署等に対する表彰上申は、当該表彰事案に係る業務を所管する部長(以下「所管部長」という。)が行うものとする。
- (2) 随時に行う個人に対する表彰上申は、その所属長(応援を受けたときは、応援を受けた所属長)が当該表彰事案に係る業務を所管する本部の所属長(以下「所管課長」という。)を経由して行うものとする。この場合において、所管課長は、賞詞に該当すると認めるものについては、所管部長に報告するものとする。ただし、本部長又は部長が長となる捜査本部等を設けた場合の表彰上申は、所管部長が行うものとする。
- (3) 定例的に行う個人に対する表彰上申は、別に定めるものを除き、監察課長が行うものとする。
- (4) 部外の者に対する表彰上申は、その協力を受けた警察職員の所属長又は協力を受けた所属長が所管課長を経由して行うものとする。

2 本部長は、上申された事案のうち警察庁長官又は管区警察局長の表彰が相当と認めた場合は、表彰を上申するものとする。

3 本部長は、上申された事案のうち長野県公安委員会の表彰が相当と認められた場合は、長野県公安委員会の表彰に関する規程(平成19年長野県公安委員会規程第11号)第6条に定める表彰推薦書により、長野県公安委員会に表彰を推薦するものとする。

(部長表彰の上申)

第16条 部長の行う表彰に該当する事案があると認めたときは、次の各号の区分により表彰上申書により速やかに所管部長に上申するものとする。

- (1) 部署等に対する表彰上申は、所管課長を経由して行うものとする。
- (2) 随時に行う個人に対する表彰上申は、その所属長(応援を受けたときは、応援を受けた所属長)が所管課長を経由して行うものとする。
- (3) 部外の者に対する表彰上申は、その協力を受けた警察職員の所属長又は協力を受けた所属長が所管課長を経由して行うものとする。

(表彰の審査及び授与)

第17条 監察課長は、第15条の規定により上申された事案について別に定める基準により審査し、表彰の要否、種類及び副賞の程度についての意見を付して本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定により報告された事案について表彰が相当と認めるときは表彰を行うものとする。

3 部の庶務担当課長は、第16条の規定により上申された事案について別に定める基準により審査し、表彰の要否及び副賞の程度についての意見を付して所管部長に報告するものとする。

4 所管部長は、前項の規定により報告された事案について表彰が相当と認めるときは、表彰を行うものとする。

(表彰審査委員会)

第18条 長野県警察本部に長野県警察表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、本部長が必要と認める事案について審査するものとする。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には本部長を、委員には部長、首席監察官、警務課長、監察課長、上席監察官及び監察官をもって充てる。

3 委員会の庶務は、監察課において行う。

(表彰状の様式)

第19条 表彰状は、様式第2号によるものとする。

(台帳への記載)

第20条 監察課長は、警察功績章授与調書（様式第3号）及び表彰台帳（様式第4号）を備え付け、第4条から第8条までの表彰の授与の状況を登載しておくものとする。

2 部の庶務担当課長は、第9条の表彰を行ったときは、表彰台帳に登載しておくものとする。

3 所属長は、第10条の表彰を行ったときは、所属長表彰簿（様式第5号）に登載しておくものとする。

(補則)

第21条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月14日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成19年3月30日県警察本部訓令第9号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月20日県警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日県警察本部訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月14日県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則 (平成31年4月23日県警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成31年4月23日から施行する。

附 則 (令和5年11月1日県警察本部訓令第21号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年11月1日から施行する。

別表・様式 (略)